

水田活用の直接支払 交付金と経営所得 安定対策等の概要

- 本パンフレットは令和7年度版です。令和8年度以降は、支援内容が変更となる場合があります。
- 令和7年度経営所得安定対策等の申請をされる方は、令和7年6月30日までに最寄りの地域農業再生協議会(市町村・JA)又は国(関東農政局)へ交付申請書及び営農計画書を提出してください。

01 水田活用の直接支払交付金

(1) 戦略作物助成^{※1}

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家、集落営農に対して交付金が直接交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

交付対象者 販売農家、集落営農

※1 戦略作物助成は、コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業と重複して交付されません。

※2 多年生牧草については、当年産において播種を行わず、収穫のみを行う年は、10,000円/10a支援。

対象作物(基幹作のみ)	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a ^{※2}
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
米粉用米	数量に応じて55,000円/10a~105,000円/10a (標準単価 80,000円/10a)
飼料用米	下表の専用品種
	一般品種
	数量に応じて55,000円/10a~85,000円/10a (標準単価 70,000円/10a) ^{※3}

※3 飼料用米の一般品種の支援については、令和6~8年度にかけて標準単価が段階的に引き下げられ、令和8年度においては標準単価6.5万円/10a(数量に応じて5.5~7.5万円/10a)となります。

飼料用米の専用品種

むさしの26号(県知事特認品種)、あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば

(2) 産地交付金

埼玉県が定める「水田収益力強化ビジョン」に基づき、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を販売目的で生産する販売農家等に交付金が交付されます。

対象農地 水田(たん水設備や用水路等を有する)

1 県独自メニュー

整理番号	対象作物	対象者	交付単価(円以内/10a) ^{※1}		充当する 順番
			当初単価	上限単価	
1	麦・大豆	認定農業者 認定新規就農者 集落営農	5,400	6,600	②
2-1	高収益作物 (基幹作のみ・11品目 ^{※2})		5,400	6,600	⑤
2-2	高収益作物 (基幹作のみ・上記以外野菜)		5,000	6,000	⑦
3	飼料用米		3,800	4,600	⑧
4	飼料用米の地域内流通 ^{※3}		1,000	—	—
5	米粉用米・ 新市場開拓用米		5,000	6,000	③
6-1	二毛作 (主食+戦略作物等 ^{※4})	販売農家 集落営農	3,500	4,000	⑨
6-2	二毛作 (戦略作物等同士 ^{※4})		10,600	13,000	①
7	飼料作物		5,400	6,600	⑥
8	加工用米		5,000	6,000	④

※1 活用実績によっては、当初交付単価より下がる場合があります。

※2 ねぎ、ブロッコリー、カリフラワー、さといも、とうもろこし、なす、えだまめ、たまねぎ、にんにく、じゃがいも、ごま

※3 県内畜産農家に供給する取組

※4 戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米及び米粉用米)、そば、なたね及び新市場開拓用米

2 地域の取組に応じた追加配分^{※1}

整理番号	対象作物	対象者	交付単価
1	そば、なたねの作付け(基幹作のみ)	販売農家 集落営農	20,000円/10a
2	新市場開拓用米の作付け (基幹作のみ、コメ新市場開拓等促進事業の対象を除く)		20,000円/10a
3	新市場開拓用米の複数年契約 ^{※2} (基幹作、3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分)		10,000円/10a
4	地力増進作物の作付け(基幹作のみ)		20,000円/10a ^{※3}

※1 令和7年6月30日までに提出された交付申請書及び営農計画書に基づき配分されるため、これらの書類に記載がない場合や二毛作から基幹作に変更となった場合等は、交付されません。

※2 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象。

※3 地域農業再生協議会毎の水稲面積や地力増進作物の面積に対して配分されるため、交付単価は20,000円/10aを下回る場合があります。

国の水田政策の見直しについて(令和7年1月)

水田政策を令和9年度から根本的に見直す検討を本格的に開始。

●水田を対象として支援する水活を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換。

このため、令和9年度以降「5年水張りの要件」は求めない。

●現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

02 経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物の生産・販売を行う農業者の経営安定のための交付金です。令和5年産から免税事業者と課税事業者で単価が異なります。

対象作物 麦、大豆、そば、なたね(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)

対象農地 畑及び水田

交付対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

数量払 生産量と品質に応じて交付

数量数の平均交付単価(令和5年産～7年産)

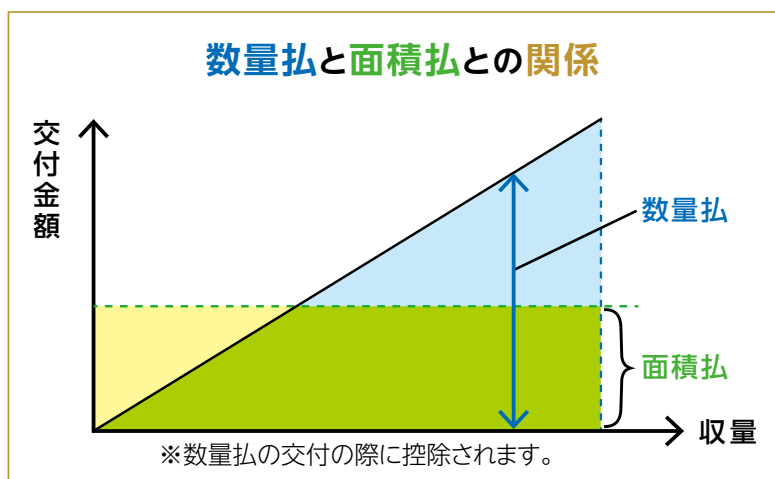
対象作物	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価	対象作物	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価
小麦 (円/60kg)	5,930	6,340	大豆 (円/60kg)	9,430	9,840
二条大麦 (円/50kg)	5,810	6,160	そば (円/45kg)	16,720	17,550
六条大麦 (円/50kg)	4,850	5,150	なたね (円/60kg)	7,710	8,130
はだか麦 (円/60kg)	8,630	9,160			

- 交付単価は品質区分に応じて設定されています。詳細は国のパンフレット等をご確認ください。
- 免税事業者向け単価が適用されるには、個人は2年前(令和5年分)、法人は2期前の各事業年度の所得に係る税務署等が受け付けた確定申告書(写)等の提出が必要です。
- 組織として確定申告していない集落営農には、課税事業者向け単価が適用されます。

面積払 当年産の作付面積に応じた交付(数量払の先払い)

交付単価 2.0万円/10a
(そばは、1.3万円/10a)

- 自然災害等の不測の事態に備えて数量払と面積払の両方の申請が原則になります。



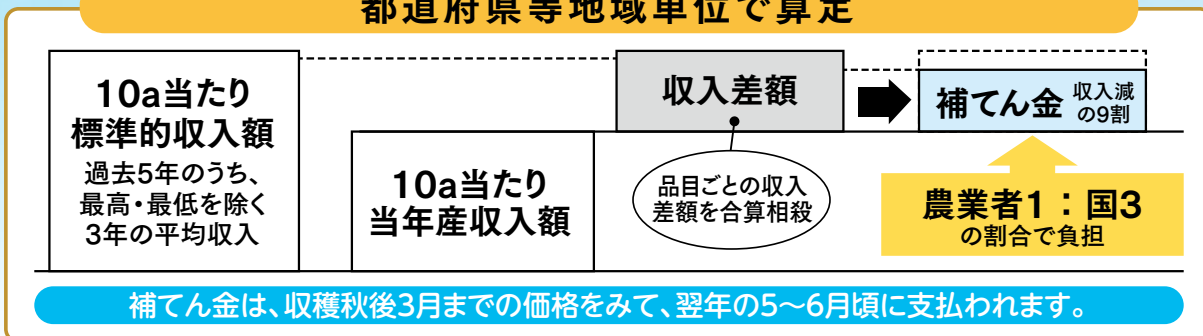
(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

当年産の**販売収入の合計**が標準的収入を下回った場合に、その**差額の9割**を補てんします。
補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。(積立金は掛け捨てではありません。)

対象作物 米、麦、大豆(ビール麦、黒大豆、種子用は対象外)

加入対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者(いずれも規模要件なし)

都道府県等地域単位で算定



03 農業保険

自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である農業保険(収入保険または水稻共済)に加入しましょう。

(1) 収入保険

対象作物 全ての農産物

加入対象者 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- 自然災害だけでなく、価格低下、怪我や病気などによる収入の減少も、補償対象となります。
- 収入保険に加入するために必要な青色申告は簡易な方式でもよく、1年以上の実績があれば加入可能です。
- 農業者ごとの基準金額を最大で9割補償します。
- 「掛け捨ての保険方式」と、「掛け捨てとまらない積立方式」の組合せで補てんします。
- 補てんの財源は、農業者と国が保険料1対1、積立金は1対3の割合で負担します。

(2) 水稻共済

対象作物 水稻

加入対象者 10a以上作付を行っている農業者(個人・法人)

- 移植期から収穫期までの自然災害などによる収穫量の減少を補償します。
- 収穫量の減少に加えて、品質低下も加味する方式、統計データによる補償方式もあります。
- 補てんの財源は、農業者と国が1対1の割合で負担します。



なお、国費の二重助成を避けるためにナラシ対策と収入保険は**同時に加入できません。どちらか一方を選ぶ**ことになります。また、青色申告者の方は、**補償対象が幅広い**収入保険をおすすめします。詳しくはお近くのNOSAI埼玉へお問い合わせください。

埼玉県農業共済組合 **本所 048-645-2141**

中部統括支所(川越) 049-235-8711
北部統括支所(熊谷) 048-533-8030
東部統括支所(行田) 048-559-1588

東松山支所 0493-22-0655
本庄支所 0495-21-0255
宮代支所 0480-32-1015

上尾支所 048-779-6911
秩父支所 0494-22-0647
越谷支所 048-965-7251

適正な生産の徹底について

経営所得安定対策等交付金の交付対象となる作物については、地域の普及組織が指導する栽培方法等に従って、十分な収量が得られるように生産することが原則です。

以下の基準に満たない場合は、自然災害等による場合を除き、交付金は交付されません。

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米、米粉用米	標準単収値(地域の合理的な単収を当年産の作柄に応じて調整した値)から150kg/10aを減じた値に満たない場合
加工用米、新市場開拓用米	当初契約数量の8割に満たない場合
麦、大豆、そば及びなたね	基準単収値の2分の1に満たない場合(令和6年度から)
飼料作物、WCS用稲	基準単収値(埼玉県農業再生協議会又は地域農業再生協議会の定める値)の2分の1に満たない場合(令和7年度から)
その他の作物	近傍ほ場の収量性・作期がおおむね同等の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低い場合

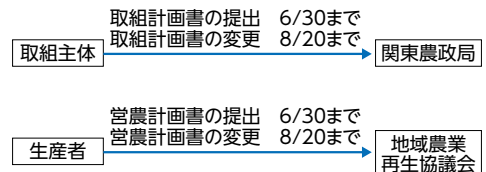
令和7年産以降の加工用米及び新規需要米(飼料用米・米粉用米等)の取組計画の変更について

加工用米及び新規需要米の取組計画は、8月20日まで変更できることになりました。

取組計画を変更した場合は、営農計画書も併せて変更し、8月20日までに地域農業再生協議会に提出してください。

なお、取組計画の変更は以下の条件を満たす場合に限りです。

- 6月末までに提出した取組計画の変更であること(7月以降の提出は認められません)。
- 6月末までに提出した取組計画における需要者との契約変更に係る同意が得られていること。(生産者からの一方的な契約破棄は認められません。)



加工用米及び新規需要米の適正流通について

加工用米及び新規需要米(飼料用米、米粉用米等)は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや不適切な需給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

出荷時の留意事項

区分管理方式の場合

飼料用米等を生産したほ場を特定した「区分管理方式」で取り込むことを選択した場合は、当該ほ場のふるい下米を含む全収穫量を出荷してください。

一括管理方式の場合

主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区別せずに行う「一括管理方式」で取り込む場合は、原則として当初の契約数量を出荷してください。

ただし、作柄変動が生じた場合は出荷契約数量の変更*が可能です。

*変更する場合はあらかじめ地域農業再生協議会に相談してください。

以下の行為が確認された場合、行った行為、氏名の公表及び交付金の返還等の措置が講じられる場合があります。

このような行為は違反です

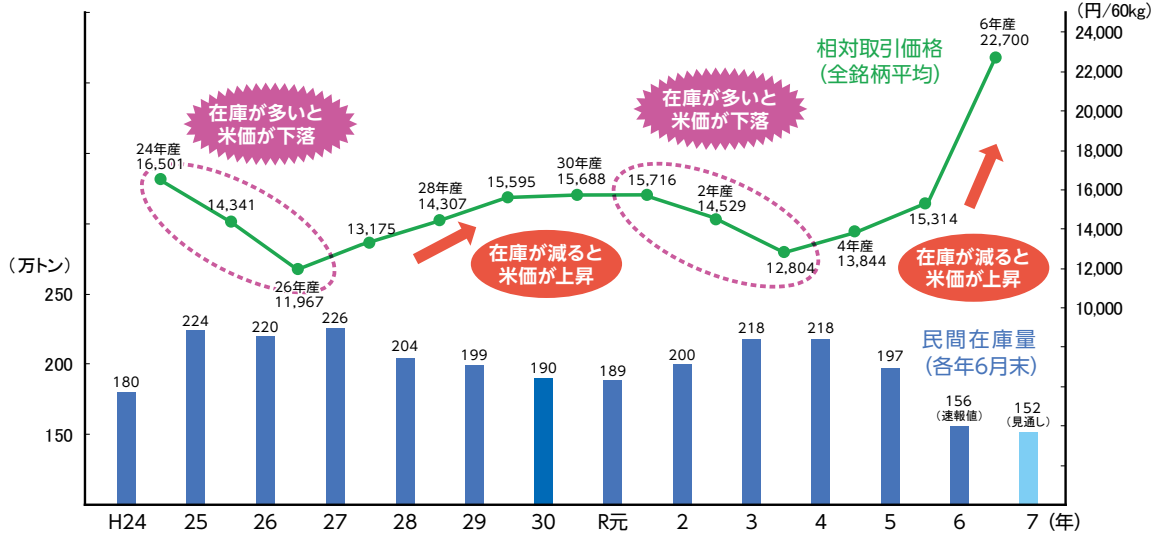
- 加工用米及び新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 区分管理で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

令和7年産米の需要に応じた生産の推進について

令和6年産の米価は在庫量が減少したことに加え、生産資材価格の上昇や品薄感に対応した流通の状況により大きく上昇しました。

相対取引価格と民間在庫量の推移

出典：農林水産省
「米をめぐる状況について(令和6年11月)」



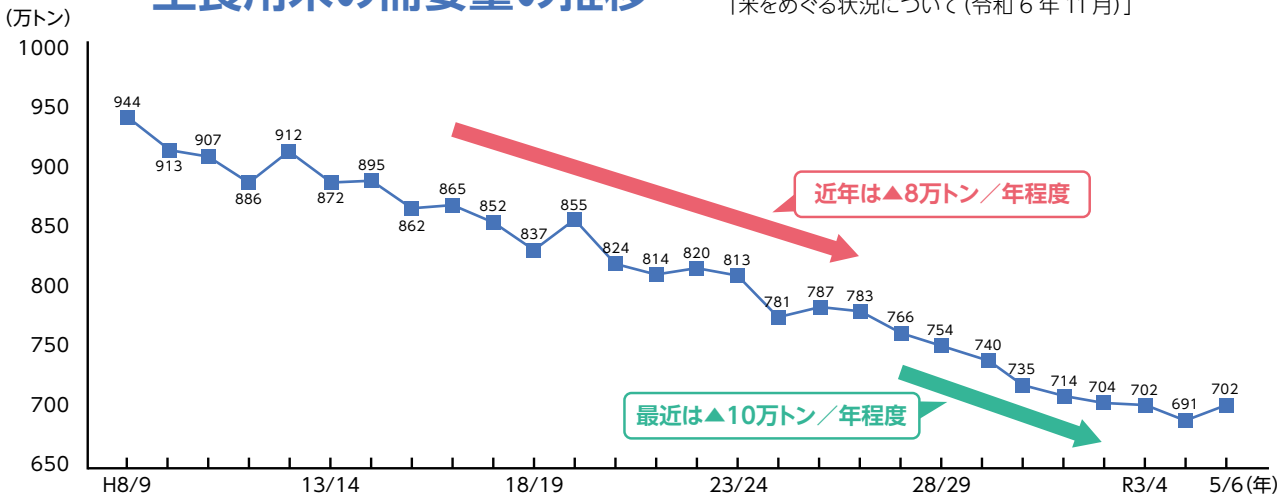
主食用米の需要は全国で毎年10万t程度減少していく見込みとなっています。

米の供給量が再び増加し、需要と供給のバランスが崩れると、米価の下落につながります。

今後も米価を維持するために、生産者の皆様のご協力による需要に応じた生産の継続が非常に重要です。

主食用米の需要量の推移

出典：農林水産省
「米をめぐる状況について(令和6年11月)」



- 5~10年後を見据えて地域に合った定着性の高い作物や、需要のある作物(麦・大豆・飼料作物・高収益作物・加工用米・新規需要米)に引き続き取り組みましょう。

- 今後も水田農業を継続できるよう、ブロックローテーションや畑地化なども含め、地域での話し合いを行いましょう。

本チラシの内容については、最寄りの地域農業再生協議会 ▶▶▶(連絡先は県協議会HPをご覧ください) 又は下記にお問い合わせください。(市町村・JA)

- 埼玉県農林部 生産振興課主穀担当 048-830-4036
- JA埼玉県中央会 JA支援部 農政・広報・組合員組織担当 048-829-3309
- JA全農さいたま 米麦部米麦課 048-799-7000
- 関東農政局生産部 経営所得安定対策チーム 048-740-0467



県協議会HPは
こちらから



関東農政局HPは
こちらから